

## 理 由 書

本市を取り巻く社会情勢は、人口減少や高齢化等に起因した都市の活力低下が大きな問題となっており、今後、都市の活力の維持、向上を図る上で、厳しい財政状況のなか選択と集中による効果的・効率的な社会資本整備を進めながら、持続可能なまちづくりを目指していくことが課題となっている。

そのため、都市計画道路の必要性及び実現性を検証した結果をふまえ、3・4・2号沼田停車場線の起終点を変更する。

また、3・5・3号沼田真庭線の廃止に伴い3・3・1号環状線の幅員を一部変更し、3・4・4号恩田井土上線の変更に伴い3・4・1号国道17号線の終点における交差部の形状を変更するとともに、3・4・1号国道17号線を3・4・1号国道291号線に名称を改める。

さらに、都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成10年政令第331号）及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令（平成10年建設省令第37号）に基づき、都市計画道路の車線数を定めるため、3・3・1号環状線ほか7路線を併せて変更する。